

子どもの権利擁護事業の取組状況について

子ども・若者担当課

1 子どもの権利擁護事業の概要

(1) 目的

子どもからの権利に関する相談を受けるとともに、権利侵害に対応することにより子どもの権利擁護を図ることを目的とする。

(2) 対象

区内在住、在学、在勤の 18 歳未満の者

区外施設に入所中、区外の里親に委託中の、葛飾区児童相談所が措置している 18 歳未満の者

(3) 主な取組

子どもの権利擁護の普及啓発に関すること

子どもからの権利に関する相談に対応すること

2 子どもの権利に関する周知・啓発について

(1) 方向性

当事者である子ども自身が権利について関心興味を持てる周知・啓発の実施

(2) 令和 7 年度の主な取組

ア 葛飾区子どもの権利条例啓発キャラクターの制作を行い、キャラクターのデザインと名前を決めるにあたり、子ども投票を実施した。



イ 「かつしかこどものページ」の運営を継続して行った。例えば、子ども投票やパブリックコメントのお知らせなど、広く子どもに参加を呼びかけるにあたり、「かつしかこどものページ」のトップページを活用した。

※参考：ページ閲覧数（令和7年4月28日～令和8年2月18日）

ページタイトル	閲覧数	ユーザー数
かつしかこどものページ	82,245 回	45,380 回
こどものけんり	3,987 回	2,073 回
相談する・意見を伝える	3,254 回	1,444 回

ウ 区公式 YouTube で公開中の葛飾区子どもの権利条例学習用動画の視聴を広めるため、区のイベントなどで動画紹介カードやしおりを配布し、広く周知した。

イベント例：かつしかミライテラス、子ども・子育てフェスタ、かつしかエコライフプラザのイベント（エコ工作、エコ工芸）、環境講座 など

※参考：動画閲覧数（令和7年4月1日～令和8年2月18日）

動画タイトル	閲覧数
葛飾区子どもの権利条例えほん「もえちゃんともやもやおばけ」	989 回
葛飾区子どもの権利条例学習用動画「子どものケンリマン」	958 回

エ 啓発グッズの配付

（ア）葛飾区子どもの権利条例啓発リーフレット

対象：区立小学校新1年生

実績：3,341 枚

（イ）葛飾区子どもの権利条例啓発キャラクターグッズ（シールセット）

対象：公設保育園3～5歳児

実績：2,050 個

（3）令和8年度の主な取組

ア 葛飾区子どもの権利条例啓発キャラクターを活用し、子どもにわかりやすい周知を行う。また、小学生への啓発を進めるため、キャラクターグッズ（クリアファイル）の配付を行う。

イ 小・中学生向けに「かつしかこどものページ」の周知を定期的を実施する。

3 子どもからの相談・意見表明に対する支援について

（1）方針

子どもが意見表明しやすい環境の構築

(2) 令和7年度の主な取組

ア 「こえポス」の運営を継続して行った。「かつしかこどものページ」内の「こえポス」に投稿された意見の扱い方を掲載し、対応の過程が見えるようにした。

※参考 年齢別「こえポス」意見投稿・回答数

(令和7年4月28日～令和8年3月3日)

小学生	中学生	それ以上	その他	合計
25件	22件	1件	11件	58件

イ 子どもの意見表明窓口について「かつしかこどものページ」内の「相談する・意見を伝える」ページ内に掲載した。

ウ 意見表明等支援事業のアウトリーチの検討

大人への不信感等から意見を言えない被措置児童等にとって、従来の要請型支援では限界があるため、アウトリーチによる信頼関係の構築と意見を引き出す手法を検討する。次年度は一部施設で試行し、効果を検証する。

※参考 手段別・年齢別相談（意見表明）件数

(令和7年4月1日～令和8年2月24日)

相談手段／年齢層	未就学	小学生	中学生	それ以上	合計
専用電話	—	—	—	—	0件
メール	—	—	—	—	0件
オンラインフォーム	0件	0件	1件	0件	1件
はがき	0件	0件	0件	1件	1件
意見用紙	0件	1件	2件	0件	3件

※参考 意見表明等支援員及び権利擁護調査員の稼働状況

(令和7年4月1日～令和8年2月24日)

区分	委嘱人数	稼働回数	備考
意見表明等支援員	2人	3回	年度途中で1名辞任
権利擁護調査員	3人	0回	被措置児童等虐待調査のための稼働を除く

※個別の権利侵害に関する子どもからの相談（意見表明）に対応するため、子どもからの意見聴取や必要な調査を行った上で、

葛飾区児童福祉審議会権利擁護部会において審議し、必要な場合には児童相談所等の関係行政機関に意見具申を行う仕組み
※令和7年度は、児童福祉審議会における審議事案はなし

(3) 令和8年度の主な取組

ア 葛飾区児童相談所一時保護所において、意見表明等支援事業のアウトリーチを実施する。

(ア) 事業形態

事業者委託

(イ) 訪問頻度

月4回程度

(ウ) その他

意見表明等支援員の定期訪問を通じて、児童と顔の見える関係性を構築し、意見表明をしやすい環境を整える。

児童相談所に対し、事業の趣旨や実施方法等への理解醸成を目的とした研修を行う。

イ 引き続き「かつしかこどものページ」の更新等により、わかりやすい相談窓口の整備を進めていく。

4 子どもによる区事業への参画

(1) 方針

子どもの権利を保障する区の事業検討において子ども自身の参画を促す仕組みを構築する。

(2) 令和7年度の主な取組

ア 子どもの権利委員会の傍聴について、子どもの参加を推進した。子ども参加枠を設け、「かつしかこどものページ」や、全区立小・中学校の保護者連絡アプリケーションで周知を行った。

イ 全庁における子ども・若者の意見を反映する取組について調査した。
(別紙1参照)

(3) 令和8年度の主な取組

子どもの参画を促す「子ども会議（仮称）」の検討
詳細は、議事(2)のとおり

5 育ち学ぶ施設・区民等・地域における理解力と支援力の向上

(1) 方針

大人の葛飾区子どもの権利条例の認知度が低いことから向上を目指す
各現場における子どもの権利保障の支援力向上につなげる

(2) 令和7年度取組

ア 広報誌での特集と区内施設での企画展示を同時期に実施し、啓発強化
週間を設けて集中的にアピールした。また、併せて理解を深めるパネル
クイズを実施した。

内容	場所	期間
広報かつしか	—	11月15日号
パネル展示	区民ホール	11月18～25日
	えきにこわ	11月26日～12月11日
図書特集コーナー	図書館 (中央・お花茶屋を除く)	11月13日～26日



↑ 広報かつしか (11/15号)



↑ 区民ホールでの展示



↑ えきにこわでの展示



↑ パネルクイズ

イ 区民向け講座は土曜日開催とし、区民が参加しやすくなるよう配慮した。また、子ども食堂等の子どもの支援団体にも周知を実施した。

※参考：受講者数

対象	開催日	受講者数（内訳）
職員	令和7年 9月16日(火)	34名（区職員19名 私立施設職員15名）
職員	令和7年10月14日(火)	25名（区職員12名 私立施設職員13名）
区民等	令和7年11月22日(土)	13名

ウ 教育現場での葛飾区子どもの権利条例学習用教材の活用について、教育委員会事務局と連携して、現場で活用しやすくなるような方法を検討した。

（3）令和8年度に予定している取組

- ア 区立小学校の道徳の授業で、子どもの権利をテーマとして扱う。
- イ 職員向け研修に加え、教職員向けの研修を新たに実施し、教職員における知識の補充と現場での活用を促す。
- ウ 区民向け講座の参加を促すため、団体連絡会議等を活用し、子ども・若者支援活動団体にも広く周知をしていく。
- エ 区民向け講座の参加を促すため、かつしか区民大学単位認定講座に登録し、子どもの権利に関心が少ない層にも広く周知をしていく。
- オ 家庭教育応援制度を活用した講師派遣
- カ 児童育成支援拠点事業の実施について（別紙2 参照）

子ども・若者の意見を反映する取組事例

令和7年度 子ども・若者の社会参画状況調査 より
調査基準日：令和7年12月1日

●区の計画等策定における取組

所管課	取組事例	取組の概要	対象	施策への反映	子どもへのフィードバック	
1 人権推進課	男女平等推進計画（第7次）の策定における意見聴取	「男女平等推進計画（第7次）」の策定における満15歳以上の区民に住民基本台帳より抽出した対象者にアンケート調査を実施した。	満15歳（中学卒業）から ※特に子ども・若者に限定した調査ではない。	調査の内容を各課に配布し、各課の施策に反映していただく。	1_する（予定）	1_結果をまとめてHPで公表
2 文化国際課	「かつしかアート・カルチャー基本方針」の策定における子どもへの意見聴取	「かつしかアート・カルチャー基本方針」の策定にあたり、パブリックコメントを実施した。	小学生及び中学生	方針（素案）に既に盛り込まれていた意見も多くあり、方針（案）に反映した意見は0件となった。	1_する（予定）	1_結果をまとめてHPで公表
3 リサイクル清掃課	葛飾区一般廃棄物処理基本計画（第4次）の改定における子どもへの意見聴取	葛飾区一般廃棄物処理基本計画（第4次）の改定に当たり、パブリックコメントを実施した。	小学生及び中学生	2_今後、施策に反映する予定	3_検討中	
4 高齢者支援課	「（仮称）葛飾区認知症と共に生きるまちづくり条例」の制定及び「（仮称）葛飾区認知症施策推進計画」の策定における子どもへの意見聴取	「（仮称）葛飾区認知症と共に生きるまちづくり条例」の制定及び「（仮称）葛飾区認知症施策推進計画」の策定にあたり、パブリックコメントを実施する予定である。	中学生及び高校生（相当）	3_検討中	1_する（予定）	1_結果をまとめてHPで公表
5 地域保健課	「第3次かつしか健康実現プラン」の策定における子どもへの意見聴取	「第3次かつしか健康実現プラン」の策定にあたり、パブリックコメントを実施した。	小学生及び中学生	1_施策に反映した	1_する（予定）	1_結果をまとめてHPで公表
6 交通政策課	（仮称）葛飾区地域公共交通計画の策定における子どもへのニーズ調査	（仮称）葛飾区地域公共交通計画の策定にあたり、アンケート調査を実施した。	区内の高校に通う生徒	施策検討の際のエビデンスとした。	3_検討中	
7 交通政策課	（仮称）葛飾区地域公共交通計画の策定における子どもへの意見聴取	（仮称）葛飾区地域公共交通計画の策定にあたり、パブリックコメントを実施した。	小中学生（相当）	3_検討中	1_する（予定）	1_結果をまとめてHPで公表
8 新小岩街づくり担当課	「未来ビジョン」の策定における若者及び子どもへの意見聴取	エリアプラットフォームでは、地域の将来像（未来ビジョン）を策定するため、以下の意見聴取を実施した。 ・若者も参画したエリアプラットフォーム会議での意見聴取 ・地域イベントに参画している地元中学生への意見聴取 ※エリアプラットフォームとは、令和6年度に設立された、新小岩地域に関わる多様な立場の人が集まって新小岩の将来像や課題解決について話し合うフラットな会議体である。	・エリアプラットフォームに参画する若者 ・地元中学生	1_施策に反映した	1_する（予定）	3_報告資料を作成し、子どもに配布

9 高砂・鉄道立体担当課	「高砂地区まちづくり方針（仮称）」の紹介・意見募集	高砂地区開発協議会が「高砂地区まちづくり方針（仮称）」を幅広く紹介・意見募集を行うため、アンケートを高砂駅周辺地区全体を対象に配布するとともに、オープンハウス形式のアンケートを実施した。	高砂地区まちづくりに関心のある多世代	2_今後、施策に反映する予定	2_しない（予定）	子どもに限定はしていないが、高砂地区開発協議会が発行するニュースにおいてフィードバック及び区HPで公表
--------------	---------------------------	---	--------------------	----------------	-----------	---

●会議体への参加

所管課	取組事例	取組の概要	対象	施策への反映	子どもへのフィードバック	
10 危機管理課	地域安全活動連絡会における、小中学生による防犯・防災・火災・交通をテーマとした意見発表	毎年度秋開催の地域安全活動連絡会において、区内小中学生4名に参加してもらい、防犯・防災・火災・交通をテーマに意見発表と質問の機会を設け、これに関係機関が答える意見交換を実施している。	区内小中学校生	1_施策に反映した	3_検討中	
11 環境課	葛飾区環境審議会（令和4年度に施行した葛飾区環境基本条例に基づき、区の環境保全に係る総合的な計画である葛飾区環境基本計画に関する事項を調査審議する）への委員登用	年2回開催し、葛飾区の環境施策について評価し、議論する。令和8年度は、葛飾区第4次環境基本計画策定委員会を兼ねるため、年5回開催する。	大学生	施策検討の際のエビデンスとする。	1_する（予定）	1_結果をまとめてHPで公表

●子ども・若者を対象とした調査、アンケートの実施

所管課	取組事例	取組の概要	対象	施策への反映	子どもへのフィードバック	
12 政策企画課	政策・施策マーケティング調査	令和5年度実施分まで「区内に居住する満18歳以上の男女」を対象に調査を実施していたが、令和6年度実施分から「満15歳以上」に年齢を引き下げた。 また、区立小学校の第5及び第6学年の児童並びに区立中学校の生徒を対象に、各小・中学校でアンケートについて周知し、インターネットによる回答を募った。 （調査期間：令和7年4月18日～5月16日）	小学校第5学年以上	施策検討の際のエビデンスとする。	1_する（予定）	1_結果をまとめてHPで公表
13 すぐやる課	子ども世論調査	インターネットを活用した意識調査20問程度を実施して子どもの意見を聴取する。区立学校に通う児童・生徒には学校を通じて回答を依頼し、私立学校に通う子どもには広報紙や区のHP等により回答を呼びかける。 （R6開始・3年に1回）	小学5年生から中学3年生まで	各課で検討し施策へ反映している可能性あり。	1_する（予定）	1_結果をまとめてHPで公表

●学校や子ども関連施設、子どもも利用する施設の整備・運営における取組

所管課	取組事例	取組の概要	対象	施策への反映	子どもへのフィードバック	
14 地域振興課新小岩地域活動センター	にこわ新小岩の施設運用にあたっての子ども意見の取入れ	にこわ新小岩の施設の運用において、目安箱を設置して利用者（子ども含む）の意見を取り入れて運用している。	にこわ新小岩の利用者（小学生含むあらゆる年齢層）	1_施策に反映した	1_する（予定）	2_子どもに直接説明
15 子育て政策課	児童館、プラザで実施している行事内の企画・運営	児童館、プラザで実施している行事（「館まつり」「新入生歓迎会」「クリスマス会」等）に実行委員として子どもたちに参画してもらい、企画内容の検討や当日の運営を行った。 日々の遊びの中から子どもたちの声を拾い、「〇〇大会」を企画した。	18 歳未満のすべての子ども	1_施策に反映した	1_する（予定）	2_子どもに直接説明
16 子育て政策課	（仮称）子ども未来プラザ白鳥の整備にかかる子どもへの意見聴取	（仮称）子ども未来プラザ白鳥の整備にあたり、地区内の児童・生徒へのアンケートを実施	区内に住む18 歳未満の子ども	2_今後、施策に反映する予定	1_する（予定）	3_報告資料を作成し、子どもに配布
17 児童相談課	第三者委員（弁護士）2 名による一時保護所訪問	第三者委員2名が毎週金曜日（隔週で1名ずつ）に一時保護所を訪問し、入所する子どもの生活状況等を確認するとともに、希望する子どもから直接聞き取りを行う。	一時保護所に入所中の児童	1_施策に反映した	1_する（予定）	2_子どもに直接説明
18 児童相談課	葛飾区児童相談所第三者評価事業における児童相談所の取組について子どもへのアンケート	児童相談所の取組について、機能しているところ、改善が必要なところ等を評価者（委託事業者）が評価するため、子どもへのアンケートを実施した。	児童相談所が施設措置及び里親委託並びに在宅支援している小学4年生以上の子ども	2_今後、施策に反映する予定	1_する（予定）	1_結果をまとめてHPで公表
19 児童相談課	児童参加型の援助方針会議の実施	児童の援助方針を決定する援助方針会議に児童本人が参加し、自身の処遇について考えや決意表明等を述べる機会を設けた。児童相談所はその意見を踏まえて援助方針を決定した。	一時保護所に入所中の児童	1_施策に反映した	1_する（予定）	2_子どもに直接説明
20 公園課	公園の新設のための子ども等への意見聴取	公園に設置したい遊具についてウェブアンケート、紙アンケートを実施した。	公園利用者（小学生、幼児、子育て世代、保育士等）	1_施策に反映した	1_する（予定）	報告資料を作成し、HPや周辺住民へ配布
21 学校施設課	東四つ木小学校・中川中学校の改築のための子どもへの意見聴取	東四つ木小学校・中川中学校の合築校舎の設計にあたり、普段利用している子どもへのワークショップを実施	東四つ木小学校の6年生	1_施策に反映した	1_する（予定）	2_子どもに直接説明

22	学校施設課	柴又小学校・東柴又小学校の統合のための子どもへの意見聴取	柴又小学校・東柴又小学校の統合に向けて、統合小学校の校名案を公募	柴又小学校・東柴又小学校の全児童	4_施策への反映はしない	1_する（予定）	2_子どもに直接説明
23	教育指導課	生徒会応援プロジェクト	希望する区立中学校において、子どもたちが生徒会を中心に、魅力的な学校づくりについて、自主的に考え、様々な取組を行えるようにする。実施報告書に意見を書いてもらう。	中学生	2_今後、施策に反映する予定	2_しない（予定）	
24	教育指導課	科学みらい館の利活用について	区立小学校8校の3・4・5・6年中学校4校の児童・生徒の意見聴取	区立小中学校在籍者	2_今後、施策に反映する予定	2_しない（予定）	
25	放課後支援課	放課後子ども事業（わくわくチャレンジ広場）運営支援業務委託導入校を対象としたアンケート	運営支援業務委託導入校の拡大に対して、委託導入の効果や課題を検証するため、児童、保護者及び関係者にアンケートを実施した。	委託導入済の小学校（7校）に在籍する児童及びその保護者（子育て当事者）	3_検討中	2_しない（予定）	

●子ども・若者を対象とした事業における取組

所管課	取組事例	取組の概要	対象	施策への反映	子どもへのフィードバック	
26 すぐやる課	子ども区議会における子どもたちからの意見聴取	子どもたちが議会の仕組みを学び、議会制民主主義への理顔と区政への関心を深めてもらうとともに、子どもたちの要望や意見を聴取し、今後の区政運営の参考にする。	小学5年生から中学3年生	既に検討しているものが多く、子ども区議会での意見のみで施策に反映させたとまでは言えない。	1_する（予定）	会議録を作成し、印刷をして参加者へ配布。HPへの掲載。
27 すぐやる課	かつしか若者未来会議	約6回のワークショップを通じて区の事業を企画してもらい、区長等に提案するとともにその事業を実現させる。	高校生相当年齢から満29歳まで	メンバーが区の事業を企画し実現する。R6イベント実施、R7イベント実施予定	1_する（予定）	1_結果をまとめてHPで公表
28 文化国際課	区・指定管理者共催事業 ホームステイ派遣・受入事業（オーストリア・ウィーン市フロリズドルフ区）におけるアンケート	葛飾区民からなる派遣団員及びフロリズドルフ区からの訪問団員に対し、本事業への意見・要望・感想についてアンケートを実施した	高校生及び大学生（相当）	3_検討中	2_しない（予定）	
29 文化国際課	区・指定管理者共催事業 ホームステイ派遣・受入事業（マレーシア・ペナン州）におけるアンケート	葛飾区民からなる派遣団員及びペナン州からの訪問団員に対し、本事業への意見・要望・感想についてアンケートを実施した	高校生（相当）～50歳まで	3_検討中	2_しない（予定）	
30 文化国際課	指定管理者事業 夏休み！こども国際交流クラブ 元JICA青年海外協力隊員と世界を学ぼう！	本事業への意見・要望・感想についてアンケートを実施した	小学生	3_検討中	2_しない（予定）	
31 文化国際課	指定管理者事業 夏休み！伝統芸能体験 「三味線のおけいこ」	本事業への意見・要望・感想についてアンケートを実施した	小学生、中学生及び高校生	3_検討中	2_しない（予定）	
32 文化国際課	指定管理者事業 夏休み！子ども美術ワークショップ 「木の実先生と絵で遊ぼう！」	本事業への意見・要望・感想についてアンケートを実施した	小学生及び中学生	3_検討中	2_しない（予定）	
33 文化国際課	指定管理者事業 集まれ！みんなでアンサンブル	本事業への意見・要望・感想についてアンケートを実施した	小学4年生～22歳くらいまで	3_検討中	2_しない（予定）	

34	産業経済課	子ども収穫農園の利用者アンケート	子ども収穫農園の参加者に対して、アンケートを実施している。	利用者（子ども）	施策検討の際のエビデンスとする。	2_しない（予定）	
35	産業経済課消費生活センター	消費者教育出前講座（水元小小学園）	受講した生徒の感想を先生がとりまとめ、報告書を提出してもらっている。	水元小小学園就業技術科3年生	2_今後、施策に反映する予定	2_しない（予定）	
36	産業経済課消費生活センター	消費者教育出前講座（東京理科大学）	東京理科大学に開催を要望している出前講座で参加者にアンケートを実施。（検討中）	東京理科大学新入生	3_検討中	3_検討中	
37	産業経済課消費生活センター	高校の文化祭や児童館まつりなどの子ども・若者が多く参加するイベントとタイアップした啓発活動時にアンケートの実施（検討中）	子ども・若者が多く参加するイベントで啓発活動を実施し、その中でアンケートの実施。（検討中）	イベント参加者	3_検討中	3_検討中	
38	くらしのまると相談課	学習支援事業に参加した生徒へのアンケート調査	学習支援事業に参加した生徒に対し、事業効果や満足度を測るためにアンケート調査を実施している。	学習支援事業に参加した中学生	2_今後、施策に反映する予定	2_しない（予定）	
39	教育指導課	各種事業に参加した児童・生徒の意見聴取	各種事業に参加した児童・生徒の意見聴取	○葛飾チャレンジプログラム参加小・中学生 ○進学重点教室参加者の中学3年生 ○イングリッシュキャンプ参加生徒	2_今後、施策に反映する予定	2_しない（予定）	
40	地域教育課	ジュニア・リーダークラブ員（高校生～大学生）の事業運営	ジュニア・リーダー講習会や少年キャンプにおいて、ジュニア・リーダークラブ員（高校生～大学生）が会議を開き、プログラムの検討や準備を行うとともに、事業当日も中心となって運営している。	ジュニア・リーダークラブ員（高校生～大学生）	1_施策に反映した	1_する（予定）	2_子どもに直接説明
41	中央図書館	子ども司書クラブの活動についての意見聴取	中央・立石・お花茶屋・上小松・亀有・水元・鎌倉図書館で実施しており、おはなし会、本の修理、書架整理などの司書の仕事を行う。一定の項目を達成すると、子ども司書として認定している。当事業について、どのようなことを行いたいのか、活動時に意見を聴取し、その後の活動内容に反映している。	小学4年生から小学6年生まで	1_施策に反映した	1_する（予定）	2_子どもに直接説明
42	中央図書館	YAブッククラブの活動についての意見聴取	上記7館で実施しており、子ども司書に認定された子どもが活動している。当事業について、どのようなことを行いたいのか、活動時に意見を聴取し、その後の活動内容に反映している。また、館内の掲示物についても意見を聴取したり、イベントについて計画運営を行っている。	中学生・高校生	1_施策に反映した	1_する（予定）	2_子どもに直接説明

●その他（全世代対象のため、子ども・若者も参画可能な取組

所管課	取組事例	取組の概要	対象	施策への反映	子どもへのフィードバック	
43 すぐやる課	区民と区長との意見交換会における区民からの意見聴取	区が直面している問題についてあらかじめテーマを設け、区長が直接、区民のご意見・ご要望を伺い今後の区政運営の参考とする。	区内在住・在勤・在学者	対象が全区民であるため子どもの参加も可能であるが、過去3年間で子どもの参加はなし。	1_する（予定）	会議録をＨＰに掲載。
44 すぐやる課	区長へのはがき・メールによる区民からの意見聴取	区内の公共施設や駅などに置いているはがきや区公式ＨＰのメールフォームにより区長に対して直接意見できるようにしている。回答を希望する方には10日程度で回答している。子どもや若者も意見を送ることができる。	全区民	各課で検討し施策へ反映している可能性あり。全区民対象。	1_する（予定）	区長への意見を抜粋してＨＰに掲載している。
45 すぐやる課	世論調査	3年に一度、住民基本台帳から無作為抽出した区民に対して意識調査を実施している。令和3年度までは満18歳以上の3,000名と区内の高校・大学に通う730名の生徒・学生を対象に調査を実施していたが、令和6年度から対象者を高校生年齢相当以上の6,000人に拡大。（直近の調査はR6）	高校生相当年齢以上	各課で検討し施策へ反映している可能性あり。	1_する（予定）	1_結果をまとめてHPで公表
46 すぐやる課	区民モニター調査	住民基本台帳から無作為抽出した4,000名から希望者500名を任期1年間のモニターに選定。令和7年度は4回のwebアンケート調査の実施をしている。若者も調査に参加することができる。	満18歳以上	各課で検討し施策へ反映している可能性あり。	1_する（予定）	1_結果をまとめてHPで公表
47 産業経済課	農業オリエンテーリングにおける参加者アンケート	農業オリエンテーリングの参加者に対して、アンケートを実施している。	イベント参加者（若者・子ども）	施策検討の際のエビデンスとする。	2_しない（予定）	
48 産業経済課	区民農園の利用者アンケート	区民農園の利用者に対して、アンケートを実施している。	利用者（若者）	施策検討の際のエビデンスとする。	2_しない（予定）	
49 産業経済課消費生活センター	消費生活展の参加者アンケート	消費生活展の参加者に対して、アンケートを実施した。アンケートに答えた方に対し粗品をプレゼントした。	消費生活展参加者	今後の事業実施のエビデンスとする。	2_しない（予定）	

50	商工振興課	産業フェアにおけるアンケートの実施	産業フェア期間中、来場者向けアンケートを実施している。イベント内で実施しているスタンプラリーについて景品引き換えの際アンケート回答をお願いしており、来場した子どもにも回答いただいている。	来場者	3_検討中	2_しない（予定）	
51	商工振興課	かつしかミライテラスにおけるイベント内でのアンケートの実施	イベント内で景品と引き換えにアンケートを実施している。	来場者	5_その他	2_しない（予定）	
52	商工振興課	かつしかフードフェスタにおけるイベント内でのアンケートの実施	イベント内で景品と引き換えにアンケートを実施している。	来場者	5_その他	2_しない（予定）	
53	観光課	観光施設の運営や各種イベントにおけるアンケートの実施	子ども・若者の興味・関心を持てる事業を検討するもの	来場者	5_その他	2_しない（予定）	
54	生涯スポーツ課	生涯スポーツ課実施事業についてのアンケート	体育施設で実施している一部事業について、子ども・若者を含めた参加者を対象としたアンケートを実施している。	対象事業の参加者	2_今後、施策に反映する予定	2_しない（予定）	

児童育成支援拠点事業費助成の実施について

子ども・若者担当課

1 目的

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とする。

2 経緯

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 66 号）により、児童育成支援拠点事業が創設され、令和 6 年 4 月の改正法施行に伴い、市町村における実施が努力義務とされた。

また、令和 5 年 12 月にこども家庭庁が策定した「こどもの居場所づくりに関する指針」においては、全ての子ども・若者が安全・安心に過ごし、多様な体験を通じて成長できるよう、地域全体で居場所づくりを推進する必要性が示されるとともに、居場所づくりを進める上では、地域における居場所の実態把握が重要とされている。

こうした国の動向を踏まえ、これまでに実施した調査などを通じて、「居場所がない」と回答している子どもや養育環境に課題がある子どもがいることを把握している。

本区では、これまで困難を抱えた子どもの把握や見守りなどの支援は、NPO 法人等の地域活動団体と関係部署が連携を図りながら、必要に応じて地域活動団体が実施している子どもの居場所などで受け入れを行ってきた。一方で、生活に関する支援や食事の提供等の包括的な支援を行う子どもの居場所は、運営面などの課題もあり、実施箇所数や支援内容も限られている。このため、本事業に取り組む NPO 法人等の地域活動団体に対し、事業費の助成を行うものである。

3 児童育成支援拠点事業費助成の概要

本区における児童育成支援拠点事業については、国の児童育成支援拠点事業ガイドラインに沿った支援を適切に実施できる体制を有すると認めら

れるNPO法人等の地域活動団体に対し、事業費助成を行うものである。

(1) 支援内容

課題を抱える児童等の居場所を提供するという事業の目的を踏まえ、以下の支援を包括的に実施するもの

- ア 安全・安心な居場所の提供
- イ 生活習慣の形成
- ウ 学習の支援
- エ 食事の提供
- オ 課外活動の提供
- カ 学校、医療機関、地域活動団体等の関係機関との連携
- キ 保護者への情報提供、相談支援

(2) 支援対象者

- ア 食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある家庭の児童等、養育環境に関して課題のある主に小・中学生及びその保護者等
- イ その他、事業の目的に鑑みて、区が関係機関からの情報により支援を行うことが適切であると判断した主に小・中学生及びその保護者

(3) 定員

養育環境に課題を抱える児童に対して十分な支援を提供する観点から、おおむね20人とする。

(4) 職員配置等

支援の実施に当たり、以下の職員を配置すること。なお、ア又はイのうち1人以上は、必ず常勤職員とし、利用者や関係機関との信頼関係の構築に努めること。また、児童がいる時間帯については、2人以上の職員を必ず配置すること。

ア 管理者

主に支援員の指導・調整、運営に関わる管理、行政機関等との連携、アセスメントに基づいた支援計画の作成等を行う。

イ 支援員

児童や保護者への支援等を行う。

(5) 開所日時

週4日以上（土日のいずれか1日含む。）

原則、平日14時～20時、授業の休業日10時～20時

(6) 実施場所

事業実施団体の計画による。

(7) 施設・設備

本事業を実施する場所には、開所時間中に児童が集まることができる

専用のスペースその他支援の実施に必要な設備を設けること。

(8) その他

国の児童育成支援拠点事業実施要綱・ガイドラインによるものとする。

4 予算措置（令和8年度当初予算案に計上）

(1) 歳入 9,692 千円

(内訳)

国子ども・子育て支援交付金 (1 / 3 補助) 4,846 千円

東京都子ども・子育て支援交付金 (1 / 3 補助) 4,846 千円

(2) 歳出 19,145 千円

(内訳)

開設準備経費(10/10 補助) 4,160 千円

運営経費 (10/10 補助) 14,985 千円 (2,497,500 円×6 か月)

令和8年10月からの運営経費を予算案に計上

5 今後のスケジュール（予定）

令和8年4月 NPO法人等の団体募集開始

5月 募集締切

6月 事業者決定

10月 運営開始

6 周知方法

令和8年4月頃に広報かつしか及び区公式ホームページにて周知する。